

地方行政委員會議錄第四十二号

昭和二十九年四月十二日(月曜日)
午前十一時五十四分開議

出席委員

委員長 中井 一夫君
理事加藤 精三君 理事佐藤 親弘君
理事藤尾 弘吉君 理事吉田 重延君
理事鈴木 幹雄君 理事門司 亮君
荒船清十郎君 小澤佐重喜君
木村 武雄君 三池 信君
村上 勇君 山本 友一君
川崎 秀二君 床次 徳二君
阿部 五郎君 石村 英雄君
北山 愛郎君 横路 節雄君
大石ヨシエ君 小林 進君
辻 文雄君 細野三千雄君
松永 東君

出席國務大臣

國務大臣 塚田十一郎君

出席政府委員

自治政務次官 青木 正君
自治庁次長 鈴木 俊一君
總理府事務官(自治庁事務官) 後藤 博君
總理府事務官(自治庁事務官) 奥野 誠亮君
治庁事務部長 植木庚子郎君
大藏政務次官 大藏事務官 鳩山威一郎君
總理府事務官(自治庁事務官) 柴田 護君
部財政課長

委員外の出席者

四月十二日
委員長 田宏一君、前尾繁三郎君、濱地文平君、西村力弥君、伊瀬幸太郎

君、大矢省三君及び中井徳次郎君辭任につき、その補欠として荒船清十郎君、村上勇君、小澤佐重喜君、阿部五郎君、辻文雄君、細野三千雄君及び小林進君が議長の指名で委員に選任された。

四月九日

クリーニング業に対する地方税軽減に関する請願(松井政吉君紹介)(第四二八七号)
同(館林三喜男君紹介)(第四三二二号)
同(日井莊一君紹介)(第四三四一号)
同(長野長廣君紹介)(第四三五八号)
同(岩田清志君紹介)(第四三二二号)
同(池田清志君紹介)(第四三二二号)
同(有田喜一君紹介)(第四三二二号)
同(関谷勝利君紹介)(第四三二二号)
同(白家用自動車税軽減に関する請願)

町村合併に伴う起債のわく拡大並びにその確保等に関する陳情書(長崎県町村協議会議長長浦口淳一)(第二六八三三号)
市制施行基準に関する陳情書(北海道議会議長長田余吉)(第二六八四四号)
クリーニング業に対する地方税軽減に関する陳情書(彦根市一番町五十三番地滋賀県クリーニング商工業協同組合理事長前田春吉外十名)(第二六八五五号)

バスに対する自動車税の軽減に関する陳情書(奈良市油坂町奈良交通株式會社取締役社長鈴木角一 郎外一名)(第二六八七号)
バス企業における外形標準課税廃止の陳情書(奈良市油坂町奈良交通株式會社取締役社長鈴木角一 郎外一名)(第二六八七号)
市町村自治体警察制度廃止反対の陳情書(山梨県南都留郡西桂町議會議長山崎彦八郎)(第二六八八号)
同(高岡市議會議長黒田安之丞)(第二六八九号)
同(枚方市議會議長久瀬善雄)(第二六九〇号)
同(岩田市議會議長瀬村感)(第二六九一号)

警察制度の改革に関する陳情書(東京都警察法案反対期成同盟中村元督)(第二六九二二号)
競輪の国庫納付金制度廃止に関する陳情書(神奈川県知事内山岩太郎外八名)(第二六九三三号)
軽油車の税率引上げ等に関する陳情書(広島県豊田郡豊栄町雲陽自動車株式會社取締役社長土岸武夫)(第二六九四四号)
知事官選制の復活反対に関する陳情書(奈良県議會議長大森久司)(第二七四四四号)
市町村自治体警察制度廃止反対の陳情書(奈良市議會議長長崎福松)(第二七四五五号)
同(枕崎市議會議長柳田榮二)(第二七四六六号)

公職選挙法の改正に関する陳情書(東京都千代田区日比谷公園内財団法人公明選挙連盟理事長前田多門)(第二七四七号)
を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

昭和二十九年年度の揮発油譲与税に関する法律案(内閣提出第七六号)
地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案(内閣提出第九二二号)
地方財政法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇五号)

○中井委員長 これより會議を開きます。

本日は昭和二十九年年度の揮発油譲与税に関する法律案、地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案及び地方財政法の一部を改正する法律案の三案を一括議題として質疑を続行いたします。質疑の通告がありますから順次これを許可いたします。北山愛郎君。

○北山委員 地方財政計画と交付税法に関連しまして、若干御質問をいたします。

まず最初に、本年の地方財政計画における基準財政収入の算定につきまして、市町村民税の計算におきましては、これは自治庁でもお認めになつておるうちに、半分は第二方式を認めておるものと計算しておるというところとございしますが、それはすべてをいわれる第一方式による標準税率——今の改正でやれば、標準税率に対する

百分の七十というものを基準としておらなければならぬという平衡交付金法の第十四条の第二項に違反しておるのではないかと、かように考へるのですが、その点について御説明をお願いしたいと思います。

○後藤政府委員 お答えいたします。

財政計画の中には、市町村民税につきましては、半分だけオプショナル・ツィが入つておるといふふうに見えておりますけれども、交付金の算定のときの基準財政収入の場合の市町村民税はオプショナル・ワンで出ております。第二方式をとらないもの、第一方式をとつておるものという計算で出ております。

○北山委員 そういたしますと、地方財政計画の算定上は交付金法の算定と違つてもよろしいというふうな理由であるか、御説明願います。

○後藤政府委員 財政計画の場合には、御存じの通り法定外普通税も入つておりますし、雑収入も入つております。しかし平衡交付金の場合には税だけを対象にいたしておりまして、平衡交付金の単位費用は一般財源をもつてまかなうべきものの費用を見ておるわけでありまして、従つてその場合には税だけを基準財政収入の方に入れて、その足りない分を平衡交付金で見ると、こういう計算をいたしておるのであります。

○北山委員 そういたしますと、地方財政計画におきましては大体半分を第一方式、半分を第二方式で見るといふのが実態に合つておる、こういうわけ

でございますか。半分見るといふことは、これは便宜上だろと思うのですが、実際はどういうふうになつておりますか。

○後援政府委員 私どもの考え方は、平衡交付金の繰越をきめるときは、税以外のいろ／＼な雑収入でありますとかその他の収入を見ておるわけでありまして。そのきまつた総額と個々の府県に配分いたしますときは、平衡交付金は一般財源でありますので、一般財源を補填する、こういう考え方から別な計算方式をとつておるのであります。

○北山委員 それでは次に揮発油譲与税に關連してでございますが、この前建設省の道路局長等から説明をいただいたのでございますが、その不十分な点を質問いたします。例の揮発油譲与税の七十九億のうち四十八億というのは、建設大臣が指定する府県道に使うようにという話でございますが、それが、それは建設大臣が府県の方にこれこれの道路に使えと指定をしてやつた場合に、もしも都道府県の方でそれに使わないという場合、何かそれに強制をされるような法律上の根拠がどこにあるか、その点を突はせんか、どうもつきりとはいつい聞かなかつたものでありますから、その法律上の根拠、要するに建設大臣がこれ／＼の府県道にこの金を使えといふことが、一体どういふ法律の根拠でできるものであるか、またもしも建設大臣の指定の通りに使わない場合には、それは法律の規定に違反するといふことになるものであるか、その点をお伺いします。

○鈴木(俊)政府委員 揮発油譲与税の四十八億に相当いたしますものは、道

路整備五箇年計画の実施のために必要な都道府県道の改築または修繕のために要する費用に充てなければならぬといふことは、揮発油譲与税法の第六条に定めておることであります。しかしこれはあくまでもそういう五箇年計画を実施するために必要な計画の道路に使えといふことだけであつて、それ以上にその計画で定めましてどの部分に使うかといふことについては、法律上の根拠をもつて特に指示をするといふようなことは、これは補助金と違ふわけでありまして、そういうことはできないと思つたのであります。法律上きよな根拠はないと私も考へてゐる次第であります。ただ、五箇年計画をつくります際に優先順位をつけてまして、五箇年計画の第一年においては、こういう道路とこういう道路とを改築修繕をやるんだといふことを計画自体の上において明らかにしておきまうならば、その結果として府県はそういうような経費に揮発油譲与税を使う、そういうふうに使途を制限せられるという結果にはなると思つて、しかし特に主務大臣からあつていふに使用しない、こういうふうに使ひなさいといふ法律上の根拠はないと考へられるのであります。

○北山委員 簡単にいへば、な問題に觸れて行きたいと思つたのですが、その揮発油譲与税を地方に配分される結果といひまして、地方財政計画上新たに三十八億の需要があつて参るといふ説明でございまして、その關係についてもう一つ詳しく説明をいただきたいと思つたのであります。要するに四十八億というものが都道府県に建設大臣の

指定する道路費として譲与される。その結果として新たに地方の都道府県としては三十八億の金が余分にいらつていふような關係になる。その關係について詳しく御説明をいただきたいと思つております。

○鈴木(俊)政府委員 道路整備五箇年計画の使途に揮発油譲与税のうち四十八億を充てるということになつてゐるわけでございますが、その四十八億のうち十億だけは地方財政計画の中に新たな財政需要として見込んでゐるものであります。従つて残りの三十八億をどういふふうに使ふかといふこととなるわけでありまして、これは要するに都道府県が自主的に都道府県自体の改築修繕をしようと思つてゐるものと、五箇年計画において改築修繕をすべきものと定めたものがダブつておる場合があります。その額は、その額は三十八億から引いて考へてよろしい。その額は特に財源の上で考へないでいいと思つたのでございますが、それは計画の定め方によるのであります。まだ明らかではありませんが、かにその部分を除きました三十八億につきましては、新たな財政の需要といふことになりまして、結局他の何らかの経費を削減をいたすかあるいは新たな起債のわくの拡張によつて、これを処置するといふことのほかにないわけでございます。政府といたしましては将来さらにそれらの点について検討を加えて処置するようになつて参りたいと思つてゐるのであります。

○北山委員 そういたしますと、いづれにしろ地方財政計画の上におきましては、揮発油譲与税關係において三十八億の財政需要といふものの増を見なければならぬ。それからまた別にこれは自治庁の方でおつくりになつた資料によりまして、例の交付公債、これは今までの未納分の償還に充てる分として、元利を二十九年度から五箇年に償還する分として、本年度におきまして十三億七千万円といふものがあるようになつております。それから例の入場税の税率を切り下げました結果として、五十九億九千四百万円といふものが、本年度におきまして歳入欠陥と見る見込みであるといふようなお話でございますが、今申し上げたような三十八億あるいは公債費の増の十三億あるいは入場譲与税の減少五十九億九千四百万円といふようなものは、本年度においてこれを財源的な措置をしななければならぬ経費になるのじやないかと思つたのであります。これに對してどういふふうに自治庁としては考へておられますか、御説明をいただきたいと思つたのであります。

○鈴木(俊)政府委員 ただいま御指摘になりましたような経費につきましては、自治庁といたしましては今後さらに適当な機会におきまして、できるだけ調整をいたすように努力したいと思つてゐるのでございますが、なおたまたま御指摘になりましたようなものは国会においても最終の御決定に相なつておりません。その間の段階でもありますので、それらの点の帰趨を見定めた上、今後考へて参りたいと思つたのであります。

○北山委員 ただいまお話の調整といふのは、どういふ形における調整であるか。あるいは国会ではまだ最終的にはきまつておらぬと言われますが、そうしますときまらぬうちに何らかの予算的な措置を講ぜられるという意味であるか。その点もう少し具体的に御答へを願ひたいのであります。

○鈴木(俊)政府委員 政府としましては既定の財政規模の是正あるいは過去から今日に累積しております赤字の解消といふようなことにつきましては、今回もある程度調整をいたしたのでございまして、なおこれをもちつてすべて終りといふ考え方はないわけでございます。今回の財政制度の改革の帰趨を見定めました上、またさらに国会等におきまして最終の御決定を見定めました上で、具体的に何らかの方策を樹立いたして措置をするように努力して参りたい、こう考へてゐるわけでありまして。

○北山委員 塚田長官にお尋ねをしますが、ただいま申し上げたような数字は明らかに自治庁の方でお認めになつてゐる。また地方財政計画に計上されておらない、何らかの財源措置をしななければならぬ経費でございまして、またそれと合せまして、すでにたとへば経常物件費における不足五十三億であるとか、あるいは国庫補助職員に対する給与費の不足五十二億、あるいはまた先ほどの市町村民税における調整額といふようなものを合せますと、相当な三百億以上の財源不足といひます。そこで提案されました地方財政計画に今後追加をしなければならぬ必要額といふものが、そこに現実に存在するといふことであります。そういう見込みにおいて生じて来る三百六十億の赤字プラス今申し上げたような三百億ばかりの赤字といふものが、二十九年度で計画通り行きますとふえるといふようなことに相なるのでございまして

が、塚田長官はその点についてどういうふうにお考えになつてゐるか。現実はこの計画によるとそういう数字が出てゐる。二十九年度においてもある種の赤字が過去の赤字に追加されるというふうな数字が出てゐるのであるが、これについてはどういふふうにお考えになつてゐるか。またどういふふうに処置をされるお考えであるか。この点を明確にしたいと思ふ。

○塚田国務大臣 先ほどから次ぎ／＼と問題として取上げていただいております。まずその中で、当初私どもが財政計画を策定いたしましたときに、すでにいろいろの胚胎しておつたもの、それからしてその後新しく出て来たものと二通りあると私は考えておるのであります。その後新しく出て来たものについて、きましては、私も、御指摘のように今後国会側の最終の御決定があり次第、少くとも二十九年度については何らかの処置をしなければならぬと考へておる次第であります。しかし当初財政計画を策定いたしました場合には、私どもとしましては、もちろん十分ではないけれども、今日のようない国家情勢におきましては、国、地方を通じて最少の費用でもつて仕事を遂行しなくてはならぬという考へ方で、これでもつて赤字が生じないように配分も氣をつけた、また今後自治団体においても御協力を願う、こういう考へ方であり、まず従つて私どもの地方財政に対する考へ方は、必要なものは見なければならぬ、しかし必要の限りにおいて、今日の情勢というものを考へて節約をして財政運用をやつていただく、こうい

う考へ方であるわけでありませう。

○北山委員 必要なものと言われるのでありますが、その必要なものの数字というのは、ただいまお話を申し上げたような、しかも自治庁でも作業の結果出て来る数字がその必要な数字ではないか、私どもはかように考へてゐる数字が出て来る。必要なものと言われるのですが、必要な現実が現れておる、それに対してはどうするかというところをお伺いしたいわけでありませう。

○塚田国務大臣 これは重ねてお答え申し上げますけれども、この地方財政に赤字が出てゐるということは、御承知のように個々の団体についての累積でありますので、これはまあおのずから別に考へて行かなければならぬ。ただ全体としてきめられた数字を配分する際には、そういう点を十分考へて行かなければならぬと考へるものでありますけれども、しかし地方財政の全体の総額としては、私どもが当初財政計画を策定いたしましたときの数字は、多少そういう意味の不足かと思はれるものもあるが、これはこの程度においてひとまかなつて行くという考へ方でわれ／＼も考へ、また自治団体にも御協力を願うということではない、この緊縮財政と歩調が合はぬわけではございません。

○北山委員 そういふふうな、ただ必要なものは出してやるとかといふふうな抽象的なお話でございませう、何れも地方財政計画などというふうな計画をつくる必要もない。必要に応じて出してやれば、小づかいを出せばいいということになるだらうと思ふのですが、そういふやうな、やはり現実に政府が地方交付税なり、あるいは平衡交付金というものを算定し、あるいは地方の起債額を決定するといふようなものの基礎として地方財政の計画といふものを毎年々々考へてつづけておるのじやないかと思ふのです。従つて一応そういう計画を正しむものとして、そしてその中に現れてゐる具体的な数字についてわれ／＼は物を言つて行かなければ、全然抽象的な言葉のやりとりで終つてしまふ。でありますから、私どもは、具体的に、たとえば今の揮発油課税の三十八億の問題であるとか、あるいは交付公債の償還の十三億という問題、あるいは入場税と税の不足をどうするかといふやうな問題、それを具体的にどうするかといふこと、この考へを聞いておるわけでありまして、ただいまの御答弁はきわめて不満でございませう、さらに私どもは、かようなものが地方財政の現状におきまして、大臣が言われるやうに適当に処理されるというやうな情勢であれば、あるいは緊縮なり何なりの措置によつて吸収され得るかもしれない。しかしことしの地方財政計画といふものは、非常にきびしいものでありまして、そして地方団体には非常な強い圧力がはまつておる、こういうやうな情勢では、今現実に申し上げたやうな数字を地方団体のやりくりによつて吸収をさせようと思つても、それは非常に無理ではないか、こう思ふのです。税についても、地方財政計画の基礎となる税収の見込額をつくり出す場合に、つとております徴収見込みの率、収入の率といふものが非常に強い。私ども

は昭和二十七年年度の地方財政の決算といふやうなものをせんだつていただいが、拝見をしておるのであります。昭和二十七年におきましては税の徴収率といふものは非常によい。これを二十九年度の自治庁がおりになつておる徴収率と比べてみますと、そこには非常な開きがあるわけですが、たとえば事業税につきましても、個人事業税は、二十七年年度の決算では六九%くらいにしかなく、七七年に今年度見ておる。それから遊興飲食税におきましても、二十七年年度の決算で見ると七七%の徴収で、ところがそれを八八%に見ておる。市町村民税におきましても八一%くらいにしかなく、申告については八五、源泉については九五といふやうに非常にきつ、徴収率を高く見ておる。そういうふうな非常に税の徴収の率を強く見ておる、実際の徴収とはそこに大きな開きがある。それを二十七年年度の徴収よりも二十八、九年と、私は地方税の徴収はますます悪くなつて行くのではないかと思ふのです。二十七年年度の決算に比べてもさういふ情勢である。そういうところから、地方税の自然増収なり、あるいは税収見込みといふものが非常に大きくなつて、そしてその結果として、平衡交付金の方は減らしてもよろしいかと思ふ結果になつておるのではないかと思ふのです。そういう点について、一体どういふやうな根拠をもつて、ことしのこの税の徴収率をきめたのか、その根拠をひとつ話していただきたい。

○奥野政府委員 地方財政計画で見込みます場合の徴収率と実際の徴収率とが違ふという御意見でございますが、大体は実際の徴収率を基礎にいたしながら、地方財政計画にそれを合はせて行くといふやうな考へ方をとつて来ておるわけでありませう。二十八年度の地方財政計画の場合と二十九年度の地方財政計画の場合とにおいて、特に改正をいたしましたのは、たとえば自動車税におきまして、別途車体検査の際に滞納してないといふしるしを持つて行かなければならぬといふやうなことにいたしました結果、たしか九四%くらいものを九六%くらいに高めてゐる、償却資産に對する固定資産税が、実績におきまして相当徴収成績が上つて来ておりますから、この実績に合せるといふやうなことをいたしたはかには、大体従前通りの見方をいたして参つて来ておるわけでありませう。

○北山委員 これは自治庁の見方としては、従前通りかもしれない。しかし二十七年年度の実績の数字から見ると、今申し上げたやうな開きがあるのです。固定資産税がよくつたといひますけれども、二十七年年度の固定資産税は、土地については八三%しかなくつたのを、今度の二十九年度の自治庁の見込みでは九〇%に見ておる。家屋については二十七年年度の決算は八一%、それを八七%に見ておる。それから償却資産については八七%のものを九〇%に見ておる。こういうふうな相当の開きがあるわけなんです。だから、税の徴収率といふものは、やはり実際の地方税の決算なり、そういうものに現れておる徴収の数字をある程

度参考にしておられなければならないのではないかと。それで見れば、ただ架空に見込みでもつて九〇であるとか八五であるとか、そういうふうになるのと、実際とまるつきりかけ離れたものになつてしまふ。数字の開きが多少でも接近しておれば別ですが、相当な開きがある。これは、二十八年に開いてもそうでありましたが、二十九年に開いても、自治庁はかつてに税の徴収率を高く見込んだと言われてもしようがないのじやないか。実際の数字がそうなつておりますが、これはどういふわけですか。

○奥野政府委員 お示しになつております数字をちよつと今調べておつたのですが、ただ現年度分と過年度分との関係がありまして、地方団体におきましては、新しい制度がしかれました場合、現年度の徴収成績が若干ずれて参りまして、過年度として徴収される場合がかなり多いのであります。そういう関係から現年度分の徴収成績は、逐次向上して来ておるのではないだろうかというふうにお考へておるわけでありまして、府県の場合にも、今数字その他について調べてお答えいたしますが、二十七年の実績と二十八年の実績と比較いたしました場合に、若干よくなつて来ておるようであります。そういうような期待もいたしておりまして、二十九年の地方財政計画上の徴収見積りというものを定めて参つて来ておるわけでありまして。

○北山委員 今のような説明なんです、それが、それは実際に数字について、二十七年の決算と本年度の自治庁の徴収見積りとの程度の開きがあるのか。それをあとで資料を持つて来て説明をお願いしたいと思つたのです。私どもの資料によりますと、そうではなくて、個人事業税についても六九%が七七%というふうに見えておるのです。その結果としてどういふことが出て来るかという、地方団体としてはしかたがないから、税の水増しをやるわけなんです。調定額をふやして、実際に徴収率が悪くなつておるものをカバーしておる。だから決算の最後へ行くと、地方財政計画に見込んだのに近い数字が出て来ます。徴収率が悪ければ調定額を水増しする。従つてまじめに納める人、正直者がばかを見るというふうな税の徴収のやり方になつてしまふ。だからそういう点で地方財政計画をおつくりになるときに実際に合わない税の徴収見込みをやりまして、そのしりが地方団体に行つて、地方団体はどうしてもその税をとなければやうくりがつかないから無理をしてやる。ところが滞納がふえ、徴収率が悪いということになるから今申し上げたような結果になる。こういうことを私は心配するがために今申し上げたような率を言うわけなんです。これはあとで資料でひとつ御説明をお願いしたい。

明を願ひたいと思つたのです。私どもの資料によりますと、そうではなくて、個人事業税についても六九%が七七%というふうに見えておるのです。その結果としてどういふことが出て来るかという、地方団体としてはしかたがないから、税の水増しをやるわけなんです。調定額をふやして、実際に徴収率が悪くなつておるものをカバーしておる。だから決算の最後へ行くと、地方財政計画に見込んだのに近い数字が出て来ます。徴収率が悪ければ調定額を水増しする。従つてまじめに納める人、正直者がばかを見るというふうな税の徴収のやり方になつてしまふ。だからそういう点で地方財政計画をおつくりになるときに実際に合わない税の徴収見込みをやりまして、そのしりが地方団体に行つて、地方団体はどうしてもその税をとなければやうくりがつかないから無理をしてやる。ところが滞納がふえ、徴収率が悪いということになるから今申し上げたような結果になる。こういうことを私は心配するがために今申し上げたような率を言うわけなんです。これはあとで資料でひとつ御説明をお願いしたい。

それから寄付金の問題でございますが、地方団体、ことに市町村が国や府県に寄付を仰せつたつて、警察の派出所であるとか、あるいは保健所であるとか、病院であるとかいふものをつくる場合に、市町村は法令で義務づけられておらない寄付金を出さなければならない。このことはこの委員会でも何回も問題になつておるわけですが、一体その数字がどのくらいになつておるか、自治庁として御調査になつた資料があつたならば、これを御説明いただきたいのであります。

○後藤政府委員 寄付金であります。私のところに現在あります資料としては、たしか兵庫県の市町村の調べた資料がございます。最近調べた資料であります。それによりますと、はつきりした数字は覚えておりませんが、たしか一人当たり二百五十円ぐらいの寄付金を出しておる勘定になる。こういう調査が兵庫県から参つておりますが、全体の計算はそれを引延ばしただけでは問題がございますので、現在調べておりますから、あとでまたお答え申し上げます。

○中井委員長 ちよつと今の点ですが、全体でどのくらいの寄付金になるか、またその調査の結果によつて寄付の目的が別々にわかりますか。

○後藤政府委員 ここに資料を持つておりませんが、兵庫県のものはたしか町村会である程度こまかく調べたものがあつたと記憶しております。ごく最近調べをしております。しかし寄付にはいろいろなものがありまして、強制的なもの、そうでないもの、強制的なもの、税にかかわるべきものが寄付金の形になつて参るものもあつたし、いろいろなものがございます。おつし、寄付だけをとりましますと、おつしやいますような形にすぎはならない。こういうようなことも言えるのであります。現在調べておりますので、推計が出来ますらお答え申し上げますが、過年度の、たとえば二十七年は最近決算ができたのだからわからないと、昭和二十六年の決算は地方団体はいずれもできておるはずだと思ひますが、その決算書を集計すれば

全国にわたるそういう寄付の総額、あるいはその種類、そういうことが一応わかるはずだと思つたのですが、自治庁におきましてはそういう作業といひますか、それは従来やつたことがないのではありませんか。それと従来やつたことがあるとすれば、相当古いものでもよろしいのですが、おわかりになりますか。

○後藤政府委員 決算の分析を調査課でやつておりますので、大まかな資料はありはしないかと考えております。

○阿部委員 あるとしましたならば、そののできるだけ精密なる分析の結果を資料としてお出し願ひたい。

○北山委員 この問題は、この委員会でもよほど前から何人も問題になつておること、そのたびにいろいろ資料を要求されておるはずなんです。また市長会なり町村会なり、そういう団体で大会があれば寄付金、負担金の問題が出て、それは何とかやめるようにしてもらいたいという決議がなされておるわけなんです。だからこれから調査してやるというよりも、もうこれに対する対策の段階である。大体町村会の分は、市の分が三十億、町村の分が百億ぐらいあるのじやないか。これは二十府県の町村会の調査でございますが、一町村当たり百余万元ですか、そういうふうな基礎で推定して行くと、大体百三十億ぐらいになるのではないかと。膨大な数字であります。従つてこれに対する対策については、何べんも政府あるいは国会にも陳情があつたわけなんです。従つてこの対策をどういふふうにお考へになつておるか。今の地方財政法第四条の二、あるいは第十二条

などの寄付金を制限するような規定がございまして、またその規定が不十分である、もう少しこれを強くして、ことに第十二条のごときは、国家警察というふうなものには絶対寄付などを許すべきものでないのです。たとい自発的な寄付にしましても、警察に寄付を許しますと、いろいろの弊害の原因をつくる、そういう意味からして十二条があるわけなんです。そういう趣旨をもう少し強く出すような立法的な措置も考えられていいのではないかと、かように思ひますが、自治庁としてはどういふふうにお考へになりますか。

○鈴木(俊)政府委員 だいま御指摘になりましたように、強制的な調定寄付というものは地方財政法が先般改正されました結果、明らかに禁止をされておるわけでございますが、これは直接間接を問はず、要するに実質的にそのような結果になることはやつてはいけません。こういう一つの運営上の基本方針を法律上の要求として掲げておるわけでありまして。このことはまさにその通り履行されなければならぬと思つたのでございましてけれども、御指摘のように若干そのような趣旨に違反をしたような措置もあるいはありはしないかと考へております。しかしながら全然寄付金といひますか、負担金あるいは分担金といふものを否定すること、それが自主的な発意に基づくものでございしますならば、これは避けがたいことではございまして、また特別な利益がそれによつて生ずるようなものについて、たとえば国と地方団体との間において分担金という制度があると同じく、府県と市町村の間におきましてもそのようなくとも一切これを否定する

校をつくるのだから、お前の近所がそれのために利益を受けるからさらに負担金を出せ、校舎を建ててくれ、建てたらやろうというようなことは、そういう責任と負担の限界を乱るものである、かように考えられるわけであり、そして、そういうようなものについてははつきりと法律なり何なりで明定した以外のものは許すべきものではない、かように考えるわけであります。それから同時に警察あるいは検察庁あるいは税務署というものは住民の権利義務関係、権力関係の微妙な仕事でありますから、これなどはたとい自発的な志

置でありますとか、あるいは現在の警察
家地方警察の警察署の設置というよ
なものについては、まさに十二条の趣
旨から申せばあるべからざることなの
でございますが、実際問題として若手
そのようなことが慣行として行われて
おるといふことは、御指摘の通りで
ろうと思うのであります。やはりこの
点は負担の区分といえますか、事務
性格から申しまして、地方に負担をさ
せることは適当でない、のみならず、
法律上これは禁止をされておるもの
というふうに考えておるのでございま
す、これが必ずしも勵行されておら

○後藤政府委員　雑収入の計算は決算を基礎にいたしておるのであります。が、二十七年年度の決算を拾つてみますと、毎年決算上は非常に伸びておるののであります。二十七年年度の決算と比べて二十七年年度の財政計画等を見ますと、二十七年年度の決算では五百六十六億の雑収入が出ておるのであります。しかし財政計画では五百六十億、二十七年年度の決算は五百六十六億であります。その決算を基礎にいたしました従来は六百六十六億になると、二十八年年度は六百六十六億になるわけであり、す。大体毎年一割七分程度伸びており

思います。そこで地方団体ごとには雑収入の内容は、年度ごとに非常に変動するわけでありますが、総体計算の場合には一定の傾向があるわけでありま
す。その傾向をつかまえて財政計画上
雑収入の計算をいたしております。

○北山委員 今の年度割の増加率一割七分六厘七毛という、そういう平均増加率というのを見るところは、た
だいまお話のようにその内容が非常に
変動するということからして危険な見
積りではないか、このように思うので
す。事実昭和二十五年には四百三十七
億、それから二十六年には四百二十七

るのじやないか、こゝういうふうに思う
のすがいかですか。国の方との関
連で、国の方の見方がむしろ堅実であ
る、地方財政の方は少し乱暴じやない
か、こゝう思うのです。

○後藤政府委員 お話の点雑収入はそ
の性格上、いろ／＼の財源に使われる
場合ももちろんあるのですが、二十四
年以降の伸びの半分程度は見られるの
ではないか、こゝういう意味で半分だけ
をとつたわけであります。それから二
十六年に減つておりますのは、御存じ
の通り二十六年は税収は非常に多か
つた年であります。従つてその關係で

財産形払いその他雑収入が減つておるのではないか、かようにわれ／＼は決算を通して見ておるのであります。

○石村委員 この前赤字のことでお聞きしたとき、従来は算定漏れになつておつたものを今度百四十九億ですか、今年入れられたということがあるのですが、それを御質問したのです。すなわち二十六年以降の算定漏れの金額が幾らあるかということをお聞きしたのですが、まだ御答弁がないのです。これをぜひ出していただきたいと思うのです。

○柴田説明員 既定規模の是正の内容に關します御質問だと思ひますが、既定規模の是正の中には単独事業費なり、經常的物件費なり、その他の経費を見てゐるわけでございまして、単独事業費につきましては昭和二十六年年度の実際の決算を基礎にいたしまして、それが二十八年度にどうなるかという姿を描き出してあるものでございまして。その中でいわゆる継ぎ足し単独事業と言われるものでございまして、公共事業費等におきまして一定の事業のわくがきまりますが、それにプラス・エツクスを加えなければ事業効果が上らない。早い話が六・三制の学校建築の事業を考えますと、国の認事業に属します範囲のものだけでは十分な学校ができません。またところによりましては、それにプラス・エツクスをした方がむしろ長い年月持つところのいい物ができるといつたようなものにつぎまして、どうしても継ぎ足してやらなければならぬという費用が、大体二十七年年度の決算で言ひまして府県市町村を通じまして百五十五億あるわけがあります。その府県市町村を通じま

て二十七年年度の決算で百五十五億ありますものを昭和二十八年度に引直しますと、昭和二十八年度は百五十億程度を要する。そこで地方財政計画に見込んでおります額が府県で五十三億、市町村で九十六億、この差額が大体府県で二十五億、市町村で六十六億でありまして、この六十六億、二十五億を、大体半分程度は正をするという計算でもつて単独事業費の是正分の四十五億という計算をいたしております。それから經常的物件費でございまして、物件費の増加状況は昭和二十五年年度を基礎にいたしまして計算いたしますと、国の場合におきましては増加率が三〇％、地方の場合には一三になつております。地方と申しますのは、もちろん地方財政計画上の話であります。これに對しまして職員数の増減を見ますと、職員数は国の場合は昭和二十五年に比較いたしまして昭和二十八年度は九六％、地方の場合は一〇三％になつております。そこで職員数で物件費の増加率を推算いたしますと、そうして国と地方団体におきまして、その場の増加率を算出したとしますと、国の場合は二十五年に比較いたしまして一・三五という計数が出て参ります。地方財政の場合におきましてはこれが一・一〇になります。この場合国の財政におきまして物件費の計算が、予算の關係で分析不可能なものが若干入つております。そこでこの兩者を平均いたしますと、大体一・二二という計算が出て参ります。そこで二十八年度の財政計画上の物件費といたしまして昭和二十五年年度の財政計画上の物件費にこの一・二二の率をかけまして、二十八年度の財政計画上の物件費との差額を見

まして、その差額の半分程度を是正する、こういう計算をいたしたわけでありまして、言ひかえまして昭和二十五年年度の決算におきまして物件費は千二百四十六億であります。これは昭和二十八年度におきましてあるべき姿として考えられるべき物件費に引直しますと、千二百四十六億の物件費が千五百二十二億になります。財政計画上は千四百十六億しか見ていない、そこでその差額の半分程度、それが五十三億という数字でございまして、それからその他の財源措置または不足額に關しましては正につきましては、議員、吏員等の報酬手当、特別職に對します給与、特殊勤務手当等につきましては、財政計画上の基礎の計算が、議員、吏員等につきましては選挙あるいは人口の増加等によりまして定数がかつて参つております。そういうものの人数の計算が古い計算をいたしております。また特別職につきましても同じでございまして。特殊勤務手当につきましても財政計画上は二十五年年度の決算を基礎にいたしております結果、二十五年年度において入つておりますものがそのまゝ伸びておつておりますけれども、その後におきましてつけ加えられたものは入つていない、早い話が税務職員につきましては、国は税務職員につきまして特別の俸給表を適用いたしておりますが、地方団体は適用いたしておりますが、地方団体の場合は小さな団体でありまして、人事の交流の面等から考えまして、税務職員に對しまして国が適用しております特別俸給表に相当するものを税務吏員手当として支給しております。さようなものが財政計画上は昭和二十五年年度以降の問題でありまして算入になつております。さようなものを削減した

したのであります。

○石村委員 たいへん詳しい御答弁だつたのですが、実は私の聞きたいのは、今の御答弁もつこうですが、今まで財政計画を立てるときに当然算定しなければならぬのを落しておつたのだということは今度おつしやつておられる、そうすると地方財政の赤字についても今度の大臣の御説明を見ましても、地方財政の赤字の素因たるべき原因とか何とかいうものを剔抉するといふふうになつて書いておいて、地方財政の赤字になつて来た原因のうちには、財政計画をおつくりになる場合に見落としがあつたということをお認めになつておられる、その見落しの金額は今までに幾らあるか、こういうことを強く申し上げますのは、実は塚田さんが地方財政制度の説明をなさるときに、ああいう説明をしておいでになるくせにあとでいろいろお聞きすると、赤字はいかに地方団体にだけつたというやうな話があるから赤字になつたというやうな話があつたわけですね。もちろんそういう地方団体もまたあることだと思ひますが、しかし一般的にはやはり塚田さんの説明の場合に指摘されたように、従来国がお立てになる財政計画に算入漏れがあつたといふことが、大きな原因になつておられるのではないかと、これをわれ／＼は考へるわけでありまして。その具体的な数字が、当初計画せられたときに算入漏れだつたといふことがあつたわけであつた、二十五年年度の決算でやつたんだといふことですから、六年度以降です、二十六年年度については実は最初やつたときは算入漏れはこれだけあつた、七年度は幾らあつたといふこ

とを、幾らの金額になるか教えていただきたいといふことを申し上げたので、今は御無理かと思ひますからあとで書面を出していただきたいと思ひます。

○中井委員長 門司委員。

○門司委員 それではいろいろこまかいことはあとで説明員でもいいと思ひますが、大臣に聞いておきたいと思ひますのは、財政法の改正の四條に新たに一項を設けておられる。今度の改正法はほとんど四條の改正にすぎないのです、これは順序をこういふふうにかえなければ執行のときに悪いですか。

〔中井委員長退席、佐藤（親）委員長代理着席〕

これは何か大臣の方ではこの法律をこしらへるに、こういう法律の体裁でなければ悪いといふそのことがあるかどうかといふことを、一応私は先に聞いておきたいと思ひます。要するに四條の規定というのは、さつき北山君から聞きまして寄附その他の強制についての禁止の条項であります。その前に財源調整を入れておかなければならぬので、今度の調整はこれは財源調整を入れよう、こういうことになつておりますが、この間の事情をひとつ話してください。

○塚田国務大臣 実は四條の二の規定は、当初の交付税の構想では全体の額で足りない部分は借入れて来る、余つたらばそこで積み上げておくといふことになつておつたのであります、それが折衝の経過においてだん／＼かわつて参りまして、今御提案申し上げておるやうな形になつて参りました。結局あつただけは全部地方団体へ行く、そういうことになつて参りまして、私

地方の冗費を節約する意味から申し上げまして、翌々年度にこういうような金ももらえるんだというようなことであつてはならないと私は思う。その年に十分のものをあてがつて行くことが、やはり地方の自治体の自主性の上からいつてもやりのいいのではないかと考える。従つて、こういう当該年度の予算の収入見込額というのでなくて、前年度の酒税あるいは法人税、所得税の何パーセントときめた方が、財政の調整の上からいつてもやりよいのではないか、また地方の自治体もその方が安心感も持てるし、国の予算を編成する場合にも、額が決定いたして参りますので、割合に仕事やりやすいのじやないか、こういうふうに考えるのであります。當局の御意見をひとつ承つておきたい。

○塚田国務大臣　これはどういう氣持でお尋ねになつておるか、ちよつとつかみかねるのでありますけれども、当年の予算と申しまして、予算が編成されます時期的な關係からいたしますならば、大体十二月ごろに予算が出て来るのが普通でありますので、大体その年度の国の税の予算は、おそらく前年度もしくは前々年度の決算の実績を見て、それを基礎として予算を組んでおりますから、それに対して何パーセントというように出て来る方が——ことに近年はだんだんと税収がふえておるといふ情勢でありますので、むしろその年度の国の税の予算を頭に置いて、それに対してリンクして行くといふことの方が、実情に近いのじやないかと私は思ふのであります。門司委員はその点のようにお感じでないらつしやいますか。

○門司委員

これはものの考え方です。私は大臣とはまったくほかの考え方を持っておりません。この法案に書いてあります当該年度の収入見込額というものは、いわゆる見込額であつて、地方公共団体に交付いたします場合には、やはり一切が見積りの上でこれが計算されておる。それよりもむしろ前年度の所得というか、三つの税金収入の総額を確定して地方に配付した方が、はつきりきまると思う。なぜそういうことを申し上げるかというと、ここに法案に書いてあります基準財政需要額の算定の基礎は、おそらく毎年々々かえなければならぬ、同じようなことを繰返すと私は思う。ここに掲げられております測定単位あるいは単位費用というものが確定されて、そしてその足りない分だけを是が非でも出すということが、今までの平衡交付金法であつたのであるが、実際はそれが実行されておらない。従つて毎年々々にかえられておる。これはこの法案をそのまま実行して行けば、おそらくやはりその通りに行われると思う。この単位費用なんというものはあてにならない。ただ逆算してこの数字をかえただけだ。しかも、逆算してかえただけの数字がびつたり来ないというところはわり切つたことである。そういう逆算的なことをするよりも、同じ逆算をして行くのなら、最初から前年度の収入総額の二五%なら二五%ときめて行けば、地方にその年に交付しようとする金高が、はつきり予算のときにきまるのであります。予算のときにきまつた数字で地方の財政を立てて行く方が私は正しいあり方だと思ふ。今年どれだけとれるかわからぬか

ら、その差額だけは二年後にやりまうからというふうな不確定なことであつてはならないと思う。そういうものをあてがつて参りますと、そこに地方の冗費というものが必然的に起つて来やしないか。その年度にはこれだけしか金がかつたが、その次の次の年に国の収入がよけいあつたからといって、交付金がよけいふえて来たというふうな場合、使途その他等に関しては、地方の自治体のことを考えてやると、金高が多いとか少いとかいうよりも、むしろ地方の自主的の運営について弊害があるのではないかと、こういうふうな考えるわけでありまう。従つて端的にいえば、当該年度の予算の見積額がどのか、あるいは前年度の収入額の何パーセントといつて確定した方がいいのかという、この結論であります。

○堀田国務大臣

よくわかりました。そういうふうに行くといたしますと、確定的な数字としては前々年度でないとれないというぐあいになつて参ります。前の交付税のときには前々年度のものが基準となつておつたと覚えておりますが、前年度にはまだ数字は使えない、前々年度ということになりまうと、確定はしておるけれども、確定しておるという点が確かなだけであつて、現実の状態というものと非常に遊離してしまふという考え方があつたものでありますからして、私どもとしては、当該年度ということにいたしましたのであります。ほんとうは、確定することができまうならば、当該年度の収入で当該年度の経費がまかなわれるということが、一番よくつに合つたことである、こういう感じがであります。門司委員のおつしやるように、そうい

う場合に、あとで決算の上に出て来る剰余が逐年うしろへ繰越されて行く。ただこの作用は毎年々々そういうふうな繰越されて、大体経済の進め方が同じような勾配で行きます場合には、ある年度が非常に多くて、他の年度が非常に少いという状態はあまり出て来ないのではないかと、こういうふうに感じておるわけでありまう。

○門司委員

むろん今の答弁からいいますと、技術的問題になると思ひますが、もし大臣のそういうお考えなら、たとえば前々年度でなければならぬというところは、おそらく技術的問題であつて、前年度の分にいたしましたも、算定はできておるはずであると思ひます。ただ提出の時期その他が前々年度になるというだけであつて、おそらく五月の最終に一応の収支を締め切るといたしますならば、九月ごろまでは、大体の収入額というものはわからなければならぬ。それがわかつていないというなら、私はよほどどううかしておると思う。ただいろいろ累積された皆さんの国家財政すべてを集約して行くには、あるいは前々年度になるかもしれない。がしかし当該年度が非常に困難であるということばかりきつておるが、前年度の方であるならば、一年あれば大体そのことはわかると思ふ。これは決算の書類の上では、むろん前々年度を追つておること、われわれもよく承知しております。それはすべてのものの収支の決算がそういう形になるのであつて、事務的に行えないというだけであつて、もし事務的にこのことだけを計算して行くとするならば、これは大蔵省はそれくらゐのことばわかつていなければなら

ぬはずである。決してむずかしい相談じゃないと思ふ。もしあるいは滞納だと何かという処理があれば、それは次の年に繰越されることは当然であります。が、何年か／＼のものが翌年度の予算編成までに間に合はぬことは毛頭ないと思ひます。従つて今の大臣のような事務的の答弁だけで、それが行えないんだというふうなことは考えられない。それから同時に年々歳々来る経済の移行その他であります。私の心配しておりますのは、経済の問題も非常に問題であります。自由党内閣が長く続くと私は思ひますが、今までの自由党の持つております地方財政に対するものの考え方があります。このものの考え方毎年々々かわつて来ておる。ことに今年の地方財政が出ておるが、地方財政なんか見てごらん下さい。一体この地方財政で承認ができますか。承認できぬと思ふ。一兆予算のしわ寄せがここに出て来ておるのであつて、来年度は、地方財政はどうなるかということも段取りがつかぬ。揮発油譲与税なんかは来年度なくなるというが、その対策は何にも出ていない。さらにそのほかの税制にいたしましても、おそらく同じようなことが至るところにあるでございまいしょう。私はこういうものを考えて参りますと、政府の処置というものが、そう堀田さんが答弁されるような簡単なもので済ますわけには行かないと思ふ。できるならばやはり法律ではつきりしたものを、地方に出して行くという形をとつて行けばいいと思ふ。前年度の方で地方に交付すれば、金が少いというならば、二五%を三〇%に上げておいても毛頭さしつかえないと思ひ

思ふ。今日の財政状態からどのくらいものがスライドして行くかというところは大体おわかりだと思ふ。われわれはやはりそういう確定的なものを与えておかないと、この際この平衡交付金法の一部を改正して、そうして交付税なんというふうな名前にかえてみたところで、これは名前をかえただけであつて、地方財政には何にもならぬと思ふ。むしろま／＼しておると今より悪くなるかもしれない。今なら多少の考え方はあつても当該年度の予算の範囲内で出しておるし、同時に足りなければ追加あるいは更正もできるのであります。おの／＼現実に即したやり方ができるのであります。今度はそのやり方はできない。翌々年度でなければ余つた金は出て来ないということになると、地方財政はますます／＼これによつて圧迫されることになると思ふ。総に描いたもみちみいたものであつて、実際の運営に非常に大きな支障を来すのではないかと考える。従つて今のような考え方のもとに、この税法は改正すべきであるというように考えるのであります。この点についての大臣の御意見をもう一度伺つておきたいと思ひます。

○堀田国務大臣

いろいろ御指摘がありまして、本年度の財政規模というものに見込んでおるものには欠けておるものがあり、あるいは額に不足しておるものがあるといういろいろ／＼な御意見であります。私も一部分御指摘の通りのものである。それから財政計画を策定いたしましたあとで、いろいろの変更が出て参つたものもあるものであります。財政計画策定後に出て参りましたものは、私どももいたしまし

す。そういうものはやはり地方団体でもやるという計算のもとに、含めておる次第であります。

○門司委員　ここの答弁だけではないでしような。そういう財源の措置が非常に問題になるのであります。実際はこの委員会としても、補助金等の整理に関する問題等については、やはり大蔵委員会に連合審査が何かで十分だでした方がいいと考えておつたのですから、その時期がなかつたものですか、結局きよう聞かなければならぬやうになつて来たのです。問題はさつきも申し上げましたようにどうしてもやらなければならぬ仕事、やりかけたものをそう急に打切るわけに行かない仕事が必ずしもないわけではない。そういうものに對しても、今の後藤君の答弁では、何とか財源措置をしてやるのだといふこととありますけれども、私は簡単に財源措置をしてやるのだといふ答弁では済まされなかつた。従つて自治庁としては、それらの事業等については何らかの——何らかのと言ふよりも、むしろ継続すべきものはやはり支障のないようにこれを継続するやうにといふやうな通牒でも、各地方の公共団体にお出しになる御意見があるかどうかといふことを承つておきませんと、地方の自治体ではある程度の混乱が出て来はしないか。国が打切つたからもういいのだといふやうなことで、地方の住民との間に支障を来すのではないかと考えるが、そういうことをされる御意思がありますか。

○後藤政府委員　廃止されました補助金のうちで、やはり地方でどうしてもやらなければならぬものにつきましては、それ／＼課長會議、部長會議等

で説明をいたしております。それからまた単位費用の計算にもやはり落しておりません。そのままにしております。

○佐藤(親)委員長代理 大分時間も経過いたしましたので、午前の会議はこの程度にいたし、三時まで休憩いたします。

午後一時二十五分休憩

午後六時三十分開議

○中井委員長 休憩前に引続きまして会議を開きます。

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案を議題といたします。床次徳二君外三名より委員長の手元に修正案が提出されておりますので、この際提出者より修正についての趣旨弁明を願います。床次徳二君。

(小字は修正)

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案に対する修正案
第六条を次のように改める。

(交付税の総額)

第六条 所得税、法人税及び酒税の収入額のそれぞれ百分の二十^{〇・五}をもつて交付税とする。

2 毎年度分として交付すべき交付税の総額は、当該年度における所得税、法人税及び酒税の収入見込額のそれぞれ百分の二十^{〇・五}に相当する額の合算額に当該年度の前年度以前の年度における交付税で、まだ交付していない額を加算し、又は当該前年度以前の年度において交付すべきであつた額をこえて交付した額を当該合算額から減額した額とする。

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十九年年度分の地方交付税から適用する。

2 改正後の地方交付税法(以下「新法」という)第十四条第三項の表道府県の項中九 固定資産税に係る部分は、昭和三十一年度分の地方交付税から適用する。

3 昭和二十九年年度に限り、新法第六條第一項中「所得税、法人税及び酒税の収入額のそれぞれ百分の二十^{〇・五}」とあるのは「所得税及び法人税の収入額のそれぞれ百分の一九・六六並びに酒税の収入額の百分の二十」と、同法同条第二項中「所得税、法人税及び酒税の収入見込額のそれぞれ百分の二十^{〇・五}」とあるのは「所得税及び法人税の収入見込額のそれぞれ百分の二十」とする。

人税の収入見込額のそれぞれ百分の一九・六六並びに酒税の収入見込額の百分の二十」と読み替えるものとする。

4 昭和二十九年年度に限り、新法第十二條第一項の表道府県の項中「警察費 警察職員数 一人につき 三〇六、〇二〇・〇〇」とあるのは「警察費 警察職員数 一人につき 二二四、〇五〇・〇〇」と、同表市町村の項中「二 消防費 人口一人につき 一六五・九七」とあるのは「一 警察消防費 人口一人につき 九〇・五七」と読み替えるものとする。

3 法

5 昭和二十九年年度に限り、新法第十四条第三項の表道府県の項中
人税割 二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人(以下「道府県分割法人」という)に係るものにあつては、当該法人に係る最近の事業年度に係る法人税割の課税標準、
とあるのは
とあるのは

3 法人税割

二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人(以下「道府県分割法人」という)に係るものにあつては、当該法人に係る最近の事業年度に係る市町村民税のうち法人税割の課税標準、
と、同表市町村の項中
とあるのは

3 償却資産

(1) 地方税法第三百八十九条の規定により
自治庁長官又は都道府県知事が価格を決定し、決定した価格を配分するもの
とあるのは

「3 償却資産 (1) 地方税法第三百八十九条又は第三百九十一条の規定により自治庁長官又は都道府県知事が価格を決定し、決定した価格を配分するもの」と読み替えるものとする。

6 昭和二十九年年度に限り、新法第十六條第一項の表中「前年度の当該地方団体に對する普通交付税の額」とあるのは「昭和二十八年年度の当該地方団体に對する地方財政平衡交付金のうち普通交付金の額」と、「前年度の交付税の総額」とあるのは「昭和二十八年年度の地方財政平衡交付金の総額」と読み替えるものとする。

7 新法第十九条の規定は、昭和二十八年年度分以前の地方財政平衡交付金についても、適用があるものとする。この場合においては、同条第一項中「普通交付税の額を通知」とあるのは「普通交付金の額を通知」と、「普通交付税の額の算定の基礎」とあるのは「普通交付金の額の算定の基礎」と、同条第二項中「普通交付税の算定」とあるのは「普通交付金の算定」と、「交付を受けた普通交付金」とあるのは「交付を受けた普通交付金」と、

「交付を受けた普通交付金」と、「交付を受けるべきであつた普通交付税」とあるのは「交付を受けるべきであつた普通交付金」と、同条第三項中「交付税の算定」とあるのは「交付金の算定」と、「交付税の交付」とあるのは「交付金の交付」と読み替えるものとする。

8 昭和二十九年年度に限り、奄美群島に係る地方交付税法の適用につ

いては、政令で特例を設けることができる。
自治庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。
第四條第二十二号から第二十四号まで中「地方財政平衡交付金」を「地方交付税」に改める。

第十二條第二号中「地方財政平衡交付金」を「地方交付税」に改め、同条第三号中「地方財政平衡交付金」を「地方交付税」に改め、同条第四号中「地方財政平衡交付金」を「地方交付税」に改め、同条第九号中「地方財政平衡交付金法」を「地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)」に改め、「地方財政法」の下に(昭和二十三年法律第九号)を加える。

第十七條第一号及び第二号中「地方財政平衡交付金」を「地方交付税」に、「配分」を「交付」に改め、同条第三号及び第四号中「地方財政平衡交付金」を「地方交付税」に改める。

第十九條第一項中「毎年度国の予算に計上される地方財政平衡交付金に關して、」を「地方交付税法第六條の三第二項の規定の適用に關して、」に改める。
10 地方税法の一部を次のように改正する。

一応お手元に配布いたしておりますが、案文を読んで参りますと、

方税の改正におきまして、およそ九十
二億の赤字が出て参ります。御承知の

もつて臨みましたならば、一応今後の

うお気持は、十二分に大蔵当局も理解

できるかどうかという点について、
国の財政の運営上多大の疑問があるの

ではないか、かような立場に立つておる次第でございます。

○中井委員長 他に御質疑はございませんか。他に御質疑がなければ、質疑はこれをもって終局いたしました。これより原案及び修正案を一括して討論に入ります。討論の通告がありましてから順次これを許します。北山愛郎君。

○北山委員 私は日本社会党を代表いたしまして、地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案につきまして、政府の原案に反対をし、かつた説明がありまして修正案に對しまして、反対の意思を表明するものでございます。

今回地方財政平衡交付金というものを改めまして、交付税の制度にするという根本の趣旨は、地方制度調査会等におきまして、いろいろ御検討になりましたように、地方団体に對しまして安定性のある財源を与えよう、こういうことが一つの目的であるようでありまして、また毎年々々予算の編成期におきまして、平衡交付金の額につきまして、いろいろ紛糾することのないように、国税の一定の率に準拠をいたしまして、しかもその国税が増収を見ます場合には、それに應じて交付税がふえるというふうな制度にして行こうというのが根本の趣旨のようでございまして、そういうふうな趣旨につきましては、私どもも必ずしも反対する者ではございませんが、しかしながらその趣旨を実現するためには、いろいろ条件があるのではないかと、まず第一に正しい地方財政の計画というものが前提になるわけでございまして、すなわち地方の府県なり市町村の財政の実態をよ

く反映したところの正しい地方財政計画が立てられて、それにマツチするところの交付税の正しい率が定められるということが、前提条件でなければならぬと思うのであります。ところが今回御提案になりましたこの百分の二十という率は、昭和二十九年のきわめて臨時的な、しかも非常に苛酷な地方財政計画、地方財政の赤字で苦しんでおる実態に對しましては、非常に冷酷な財政計画を基本にいたしまして、その上に百分の二十という率、すなわち所得税、法人税並びに酒税の百分の二十という率がきまつておるのであります。これでは今後地方財政が真に安定性のある財源を得るというこの目的には合わないということが指摘されなければならぬと思うのであります。もうすでは本委員会におきましても何回も質疑されました通りに、本年の地方財政計画というものが、地方団体に對しましては非常に苦しいものである、また実態に合わないものである、これは、異常な地方税の自然増収を見込み、また事業費というものを大幅に切り捨て、あるいは雑収入等において不当な水増しをしておる。そして地方の税収というものをよけい見積ることによつて、交付税を百六十億も減らすとか、あるいは地方起債を減らすとかいうような非常な無理な財政計画に立つておるわけでありまして、こういう点から見まして、われわれは、百分の二十というふうな非常に低い率で見ますならば、本来の交付税の趣旨であるところの安定性のある収入というものが期せられない、かように存する次第でございます。また同時に国税の伸び、自然増収に應じた地方財源の増加

という点につきましても、この制度によりますれば、本年におきまして自然増を見たものは、昭和三十一年度でなければ地方財政の足しにはならない、ということでございます。今や瀕死の状態であります地方財政にとつて、そのような自然増収、交付税の増額というものが、二年も先でなければ手に入らない、ということでは、地方財政の現状においてはむしろ平衡交付金制度の方がましである、かように考えられるわけでございます。

なお今回改進黨から提案されました修正案も、これは百分の二十五に五%率を上げます、なるほど来年度におきましては約三百億の増加となるわけでありまして、しかしこれまた本年の地方財政の急には間に合わない。しかも本年の地方財政の状況から見ますと、まず当面入場費と税の減額によつて五十九億九千四百万円、約六十億というものが地方財政に穴が開く。これは入場税の改正によりましてかような穴が開く、ということとは現実の問題となつておる。あるいは今までの滞納となつておる交付金債を、二十九年から五箇年間に償還をしなければならぬが、その分が十三億ある。あるいは揮発油譲与税を地方に四十八億与えても、建設大臣の指定する府県道の事業をやりましますに、約三十八億というものが地方財政計画の新しい需要としてはおね返る。あるいはまたすでに今年度の地方財政計画の中でも経常物件費の不足が五十三億もある。あるいは国庫補助職員に対する給与費の不足が五十億もあるというように、二十九年現在当面しておる不足というものは約二百五十億に上るわけでありまして、從

つ二十八年度のおしまいに赤字として見積られております三百六十億に、二十九年度は二百五十億も赤字がふえるというふうな実態にあるわけでありまして、この実態に對しては今の百分の二十五に五%上げるといふことは何ら効果もない。この点において私どもは、この百分の二十五に上げるといふこと自体は、なるほど来年度以降においては改善であらうけれども、しかし問題は今二十九年度の問題をまず解決しなければならぬ、あるいは二十八年度までの赤字の問題を解決しなければならぬという要請の解決にはならないという意味から、遺憾ながらきわめて不十分な改善であるという点におきまして賛成することができないのでございまして、せめてこれが二十九年度から百分の二十五でなく百分の二十三でも実施されるということでありましかば、あるいはわれわれも歩み寄れたかもしませんが、そのことができないか、つたということとは、きわめて遺憾に存する次第でございます。

これを要するに、このような新しい交付税制度というものは、将来長年にわたりました地方財政を安定化せしめるといふ正しい趣旨を含みものであるけれども、現在の變遷する情勢のもとでは、むしろ花よりだんご、当面する地方財政の赤字というものをまづつて解決をして、しかる後にこの交付税なり何なり安定性のある地方財政の確立ということのために措置をすべきであつて、それなくしてかような改正をしても何の意味もない、むしろ本年の問題を回避する手段にしか過ぎないという意味におきまして、私どもは反対するということを申し上げまして、討論を終る次第でございます。(拍手)

○中井委員長 次は加藤精三君。

○加藤(精)委員 自由党を代表いたしまして、簡単に修正案に賛意を表したいと思ひます。

第一番目の点は、平衡交付金制度ないし平衡交付税制度に對しまして、政府部内にはかくその必要を不必要に過小評価している向きがあるように見受けられますが、地方団体間の貧富の懸隔、住民所得の懸隔が非常に大きな現実にある際、この平衡交付金制度ないし平衡交付税制度という調整作用を過小評価することは、非常に妥当でないものと認めるという点からも、ますますこの種の調整作用は地方財政の財源としては、重要な場所を占めるべきだという信念を持つてゐるのであります。

第二に、交付金法の第三条から交付税法の第六条への移りかわりは一つの進歩だと認めてゐるのでございまして、交付金制度時分に、第三条が空文化しており、そして財源不足額の総額よりも交付税の額が少い場合に、十六国会以後にも種々の方法をもつてたびたびその措置をしたのであります。が、これによりまして地方団体は当然享有すべき財源をある程度制限されたわけであります。そういう意味におきまして、今度比較的確力性のある所得税、法人税、酒税の一定割合を持つて来たということは非常に有利なこととてございまして、しかしながらたゞこの地方行政委員会において論議がございまして、この率をきめることにならざるやうな点を解消する必要もございまして、その点におきまして

第三番目には、地方制度調査会の答申には少くとも三百億程度の規模の拡充を要請されているのでございますが、それにもかかわらず政府におきましては百四十九億何がしかの財政規模の拡充しかいたしておりません。この点を補うものとしても今度の修正案は意味があるものと考えるのであります。またこの規模の拡大につきましては、全国知事会、都道府県議会、市長会、市議会、町村議会、町村議会協議会の六団体の一致した要木であるのかかわりませう、これが十分採用せられなかつた点を補うものとして意味があるのであります。

さらに入場譲与税の減少におきましては、御承知のごとく臨時一般会計より繰入れることあるべしという保証がついておるのでありまして、これらの財源はいずれも恒久財源化する必要がある。その他はまた近く地方行政委員会におきまして、地方税法の修正をいたしました点につきまして、この財源を考慮する必要があるものでありまして、それら二十九年度の財源問題に関連いたしましたとしても、一つの解決を与えるものとしてこの修正案を重視するのであります。

第四番目に、二十九年度当初予算が国会にかかりますや、保守三派におきまして共同修正をいたしております。なお次に、当初予算に計上されておりましたる公共事業費の打切りによりま

て、特に全国を通じて地方団体が三百六十億もの赤字に悩んでおるのでございまして、この修正案による財源の増加を処理することは、特にこの赤字処理と並行いたしましたきわめて重要だ。特に翌年度歳入の繰上げ充用との関係がございしますので、そういうよう

しての単独事業への移行と、それに伴ひましての地方財源の需要額の見積りを三十四億幾らか計上しております。んが、これではまづたくしのげないのでございます。またガソリン課税税の地方財源に与えられました金額のうち、十億門だけが道路整備費に特定されておるような形になっております。十九億は一般財源に予定しておつたのでありますが、その後財源調整につれて三省間にある程度の協定はつけたとは申しまして、これは歳出の経費費節約、あるいはこの財源といたしまして起債の財源でもつて一時的に補う

な關係から平年度化したる場合においての交付税の税率というものは、將來の財政規模について目途を与えるものものとしてきわめて重要な意味を持つてゐる。二十九年度におきましては、あるいは一時借入金、あるいは一般会計からの繰入れ、あるいは起債の増額、あるいは歳出の節約、諸種の処理方法を用いて糊塗いたしましたも、二十九年度としてはある程度しのげましても、將來の希望がまつたく失われております地方財政のために光明を与えるものものとしたしまして、床次委員外三名の修正案に賛意を表するものであります。(拍手)

いう程度でございまして、抜本的な久財源を与えたわけではないのである。

○中井委員長 次は門司亮君。

○門司委員 私ほただいま提案されて

第一に原案に対して反対をいたしました
 と思いますことは、この原案自体が
 非常に大きな誤りを持つておるのでは
 ないかということであります。すなわ
 ち法案の取扱ひといたしまして、ここ
 に地方財政平衡交付金法の一部を改正
 する法律案という題名のもとに、その
 内容は地方交付税を交付する、こうい
 うことになっております。法律の取扱

いから申し上げますならば、閣下がわれは当然、現行法の改正案あるい修正案でなくして、別個の法律として出して来るということが、私は正しいと考えるのである。従つてまずここにこの法律の取扱ひの上において、一点の大きな疑義を持つておるといふことであります。

その次には、さらにその内容であります。内容につきましては、大體との法案が当然、先ほど北山君からも申し上げましたように、地方制度調査会の答申案、説明書に基くといたしますならば、その内容がかつての配付税法的性格になつて来なければならぬのにもかかわらず、まづなく前の地財政平衡交付金法の内容と同じよう内容になつておること、従つてこの法案自身は題名と内容とが違ふ。これは非常に大きな問題である。従て法案全体がいかに題名にとらわだごまかしの法案であるということ。一応言えるかと思うのであります。

なおこの法案の内幕につきましても、所得稅、あるいは法人稅、酒稅の

しておりますが、このタバコ消費税の中からの百六十億というものは、当然私どもは地方に付与されるものから割除して考えなければならぬということになつておる。同時にこの法案の内容客が、先ほど来申し上げておりますように、配付税的の性格を持たない、交付税的の性格を持ちます関係から出て参りますものはどういふ欠陥かといへば、かつての配付税でありますならば、年度の半ばにおいてもし財源が足らない場合は、これが追加更正予算と

してこれを見積ることが十分できたのでありますが、今度一定の額に定められます以上は、その額の範囲内においてこれが処理されるということであつて、その年度における赤字を従来の地方財政平衡交付金というようなあり方においては求めることができなくなつて来ておる。それをカバーすることのために、翌々年度になつて初めて決政された決算額の二〇%の支給するとうことになつておりますので、その々年度をおける地方財政というものは、非常に私は従来よりもきつにくなものができるのじやないかというのを考えざるを得ないのであります。

この点については、私どもは遺憾ながら原案の非常に大きな欠陥として、

は、例の修正案の内容であります。なるほど修正案において二〇%を二五%に上げて、一応の財源を確保するということは、私は処置としては当然だろうという処置がとらるべきであるということに反対するものではないと思います。しかしこれも三十年度からという事になつておりまして、二十九年度においては何らの効果もございませんし、さらにその配分の方法はやはり私は当然先ほども申し上げておりますよ

うにある種のもの、修正案の提案者も申し出ておりましたように、地方に対する自主財源というものはどうしても与えなければならぬ。そういたしますと、配付の方法をえて、ただ財政基準による需要額あるいは収入額というようなものの算定をするだけではないであらう、やはり納税の額に応じてこれを配分するという、いわゆるはんととの自主財源がここに与えられなければ、この税制の完全な役割を演じないだらうということは、何人にもいえない事実であると考えられるのであります。その処置が依然として修正案の中に講じられていないのであります。

はふえたとは申しながら、この率がと

えたことにより、地方の自主財源がふえたとはなか／＼言い切れない。私どもは地方の今日の個々の自治体の実態を見て参りますならば、資産内容等を検討いたして参りますならば、当然この修正案の中にはそういうものが繰り込まれて、そして真に地方財政の実態に沿う財政処置が講じられるべきではなかつたかと考えておるのであります。

最後に私は、先ほど大蔵当局から答弁をされておりますことについて、一言触れておきたいと思いますが、大蔵当局はこの修正案によつて三百億の交付税がふえて来るというところは、国全体の予算の上において非常に大きな問題であるという御答弁をされたのでありますが、このことは大蔵省はひとつ改めてもらいたい、考え直してもらいたい。というところは、昭和二十七年の決算が今内閣総理大臣吉田茂氏の名前で衆議院議長あてに提出されておりますが、昭和二十七年の決算の狀態を見て参りますときに、地方財政の総収入というものは八千五百三十億である、そして歳出は八千四百二十億である。そして翌年度の繰越し歳出あるいは事業の繰延べ、支払いの繰延べというようなものを考えて参りますと、これが二百九十六億ある。従つて、実質的の決算におきましては百八十五億の財源不足となつておるといふことは、ちゃんと総理大臣が堤衆議院議長に、地方財政の決算の状況として知らされている。さらにその次に、総理大臣の報告書をもつて受取つて読んでみますと、財源不足額は、地方の個々の自治団体を十分當つて行くことになつて参ります。

と、実際には三百億の赤字であるといふことで、総理大臣が自治団体の赤字というものを、はつきり決算額において指定されておるといふことを政府当局においては御存じだと考へる。この場合に国庫財政はどうなつておるか、と申し上げますと、長くなりますから最後の数字だけしか申し上げませんが、国庫財政の方を見て参りますと、二十七年の決算額においてのすべての未払い、いわゆる二十八年度に繰越しする支払い、あるいは事業の繰延べというようなものを差引いて申しまして、なおかつ八百五十三億の黒字が出ているといふことがはつきり書かれてある。そういう決算額から見ると参りますならば、三百億ぐらいのものが地方に配付されると申し上げても、国の予算の上には何らの影響はないと考へるが、その点一体大蔵省は御存じになつておるか。私は、この点は大蔵省はおそらく御存じなかつたのではないかと思ふ。こういう点を考へて参りますならば、先ほどの大蔵省の御意見というものは、いたすらに中央財政のみに依存されて地方財政を顧みないところの、私どもの最も遺憾とする答弁であつたといふことを、この機会に私は指摘しておきたいと思ふ。以上を申し上げまして私の反対の意見を終ることにいたします。

○中井委員長 以上をもちまして討論を終局いたしました。

これより採決に入ります。まず床次徳二君外三名提出の修正案についてお諮りをいたします。本修正案に賛成の諸君は御起立を願います。

〔賛成者起立〕
○中井委員長 起立多数。よつて本修

正案は可決されました。
次に、ただいまの修正部分を除く原案に賛成の方の御起立を願います。

〔賛成者起立〕
○中井委員長 起立多数。よつて本案は床次徳二君外三名提出の修正案の通り修正議決されました。

この際お諮りをいたします。ただいま議決いたしました議案に関する委員会報告書の作成につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○中井委員長 よつてさように決定をいたしました。

明日は、他の法案の討論採決に入りますから、ぜひ正十時に御出席を願います。

本日はこれをもつて散会いたします。

午後七時十四分散会

〔参照〕
地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕